

平成26年8月7日

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
報告の概要	1
第1 給与勧告制度の基本的考え方	2
第2 官民給与の状況と給与改定	3
第3 給与制度の総合的見直し	16
第4 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与	34
第5 給与勧告実施の要請	39
別紙第2 勧告	49
別紙第3 公務員人事管理に関する報告	1
1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組	1
2 能力・実績に基づく人事管理の推進	4
3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進	5
4 勤務環境の整備	9
5 平成27年度採用試験等の見直し	12
6 研修の充実	13